

5

文化財関係刊行物のデジタル公開の 意見交換会開催記録

野口 舞 国武 貞克 高田 祐一 数藤 雅彦 野口 淳
(東京都) (奈良文化財研究所) (奈良文化財研究所) (五常総合法律事務所) (奈良文化財研究所)

Report on the Public Meeting on the Topic of Online Disclosure of
Publications Related to Cultural Heritage

Noguchi Mai Kunitake Sadakatsu Takata Yuichi Sudo Masahiko Noguchi Jun

(Tokyo Prefecture) (Nara National Research Institute for Cultural Properties)

(Nara National Research Institute for Cultural Properties) (Gojo Partners) (Nara National Research Institute for Cultural Properties)

2020年11月、文化財関係刊行物のデジタル公開の意見交換会を開催しました。東京都・奈良文化財研究所が主催し、東京都区市町村の文化財担当者らが参加しました。目的は、発掘調査報告書等のデジタル公開を進めるうえで必要な著作権の権利関係について、議論するためです。本報告は、当日の発言録を編集し、公開に際して適切な表現に改めました。また、読みやすくするため当日の流れとは一部異なっています。ご承知おき願います。

文化財関係刊行物のデジタル公開の意見交換会

日時：2020年11月18日（水）10時～16時30分

場所：新宿 NS ビル 3-K 会議室

参加者：22名（13機関。東京都、東京都埋蔵文化財センター、五常総合法律事務所、新宿区、大田区、世田谷区、北区、板橋区、立川市、府中市、国分寺市、狛江市、奈良文化財研究所）

1. 趣旨説明 野口 舞（東京都）
2. 報告書電子公開の動き 国武 貞克（奈良文化財研究所）
3. 「全国遺跡報告総覧」の取り組み 高田 祐一（奈良文化財研究所）
4. 報告書に関する著作権について 数藤 雅彦（五常総合法律事務所）
5. 東京都内における各区市の文化財報告書の状況
6. 調査会、調査団の著作権処理

- 7. 登録実務と民間調査組織
 - 8. 文化財業務と著作権に関する Q & A
-

1. 趣旨説明

野口 舞（東京都）

本日の意見交換会の目的の1つ目は遺跡報告書のデジタル公開を進め、報告書の利活用につなげるために「全国遺跡報告総覧」（以下、遺跡総覧）の管理者である奈良文化財研究所、東京都、東京都埋蔵文化財センター、東京都内の区市町村と共通課題の整理に取り組むことです。2つ目は、その際、東京都内特有の課題である調査会方式や民間調査組織の報告書の権利関係について課題を整理し、一定の解決策を示すことです。シンプルに言えば「遺跡総覧」というプラットフォームがあるので、それを利用して報告書の利活用につなげていきたいと考えています。

現時点で（2020年11月時点）、東京都内の報告書をインターネットで探すことは、ほとんど不可能と行ってよい状態です。また、コロナ禍で、大学や公共図書館、区市町村関係の施設も利用制限をしている状況が続き、報告書を探すこと自体が難しくなりました。「報告書がインターネット上に載っていると非常に便利で使いやすい」とオンライン化を望む声が強くなってきました。自治体としてもオンライン化を進めたいのですが、どのように進めていけばいいのか、なかなか絵図を描けません。

オンライン化にあたっては、特に著作権の問題が大きなハードルになっています。例えば報告書をまとめた調査会、調査団が解散したり、民間調査組織が倒産したりしたケースだと、「誰」もしくは「どの組織」に許諾をとればいいのでしょうか。

この機会に課題を洗いざらい出してみても、ご出席の皆さまとともに一つひとつの課題に対して解決の方向を考えていきたいと思えます。

2. 報告書電子公開の動き

国武 貞克（奈良文化財研究所）

報告書データベースの公開に関して、いくつかの流れがありました。2008年、鳥根大学を中心に日本全国の報告書をPDFにしてデータベースにしようという動きがありました。

ところが、平成27年まで行政的な事情から報告書をPDF公開することが歓迎されませんでした。会計検査院から「報告書の部数がバラバラである」と指摘されたこともあります。「そもそ

も本にして300部以上もつくる必要があるのか」と根本から疑問が呈されました。

文化庁で「報告書とは何か」を徹底的に議論して整理した結果、平成26年、国庫補助は300部を上限とすることになりました。

鳥根大学を中心にしたリポジトリ事業は平成27年、奈良文化財研究所に統合され、すべてのデータベースが1つになりました。つまり、日本全体の報告書データベースを1つにつなげて検索できるようにしようという流れができました。

ただし、まだ行政の世界で周知されていなかったため、文化庁はデジタル委員会をつくって検討し、平成29年、発掘調査報告書は印刷物であり、電子媒体は、その報告書の存在を知らしめ、活用を促進するものであると位置づけられました。平成30年から報告書の電子化・デジタル化を強力に推進する方向に、かじを切りました。

それ以降、遺跡総覧は各都道府県、区市町村の協力を得て、約2万7,000件のPDFが登録され、非常に大きなデータベースになりつつあります。さらに2019年度末に抄録の登録を統合し、従来の区市町村→都道府県→奈良文化財研究所という流れから、区市町村がIDを持って遺跡総覧に直接、抄録を登録するというプロセスに変わりました。手続きが簡略化されたわけです。

ここ数年の流れを見ると、研究者・専門家にとっても、一般にとっても、インターネットで検索して情報が出てこないことは存在していないと同義に考えられるようになってきました。つまり、登録しないデメリットが、だんだん大きくなってきたということです。

奈良文化財研究所としても利便性向上のための機能開発や各種情報のプラットフォームとしての役割強化を図っています。区市町村の皆さまには、この機会に、いろいろな疑問や懸念を解消し、積極的に活用していただきたいと考えます。

3. 全国遺跡報告総覧の取り組み

高田 祐一（奈良文化財研究所）

報告書を電子公開する上でハードルが4つあります。1つ目が書誌情報の入力です。図書自体の書名、編著者、発行者名などの入力作業。一件ずつの手入力ですから、大変です。

2つ目が抄録です。埋文行政では文化庁から年一回通知があり、抄録を登録する作業が必要です。

3つ目が報告書のPDFを載せようとなった場合、著作権の問題が立ちふさがります。これをクリアして、ようやく4つ目のPDF化というハードルに立ち向かえます。

著作権が問題になることは当研究所が平成27年に事業を引き継いだときから認識していました。ただ、当時は、この議論をする余力がなかったため、ペンディング扱いにしていました。ようやく議論できる環境が整ってきましたので、当研究所としても、それなりにリソースを投入して取り組んでいます。

日本の報告書の総ページ数は1,557万ページ

実は報告書の総数がわかっていません。私の推計では戦前も含めて12万5,000件あると見ています。大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、新潟県などは、あらゆる図書館の書誌情報を集めて「発掘調査報告書総目録」をつくっており、その傾向から判断しました。

それを踏まえてページ数を算出しました。兵庫県が出している報告書シリーズのページ数をカウントして、報告書1冊あたりのページ数の中央値を出しました。それを単純に乗算すると、日本の報告書の総ページ数は1,557万ページになりました。文字数は約97億字。画像の件数も兵庫県のシリーズを一冊ずつ数えて中央値で計算すると約980万件になりました。

考古学は蓄積型の学問ですので、過去事例を調べる必要があります。ただし、1,557万ページを人間が読むことは不可能ですから、データベース化し、検索できるようにしなければなりません。

遺跡総覧では「図書検索」「抄録検索」「要約検索」「内容検索」の4つの検索の方法を考えています。抄録には遺跡名、位置情報、時代情報が入りますから、高精度で検索ができます。ただ、抄録は後で担当者が要約を記載するので、本文そのものを検索できるわけではありません。あくまで要約検索に留まります。報告書の中身自体を直接検索できるのが内容検索です。

このうち、奈良文化財研究所では特に書誌情報の登録に注力してきました。国会図書館や当研究所に寄贈していただいた本の登録を進めており、抄録をアップロードする場合、書誌情報に抄録を足すだけでいいので、作業は容易です。書誌情報は7万件アップし、想定している書誌数の約6割に達しました。(2021年11月24日、登録可能な書誌情報を全て登録し、112,484件となりました) PDFは2万7,000件で、2割ちょっとです。

2020年10月、東京都の分は調べられる範囲で全部の書誌情報を登録しました。ただ、図書館にないものは調べようがないので、世の中にあるもののすべてとはいえません。今後、皆さんが抄録やPDFを登録する際、書誌情報の入力は不要です。しかし、遺跡総覧の書誌情報にない報告書をお持ちの場合、遺跡総覧に直接入力していただければ幸いです。

書誌の中に編集機関、発行機関という項目があり、調査会、調査団を含む組織を数えたところ、調査会が436、調査団が506ありました。ただし、全角/半角などの表記揺れがあり、実際数は、もっと少なくなります。

困ったのは、どこが最終的に刊行物の権利を持っているのかがわからなかったことです。わかる範囲で、データベースに紐づけをしたのですが、間違いも多々あると思います。もし皆さんが気づかれたら、ぜひご連絡ください。

抄録検索:3つの抄録データベースを統合

次に「抄録検索」です。行政的な取り組みとしては1994年、文化庁記念物課の通知文書で、報告書の抄録を作成することになりました。報告書の全文を読まなくても内容を簡単に把握するために抄録をつけることになりましたが、欠点がありました。

報告書が手元にないと抄録は読めないのです。その報告書が必要か必要でないかが予めわからない。結局は取り寄せるか、自分で報告書があるところに行くしかありませんでした。

そこで、2003年、文化庁の通知文書で抄録だけのデータベースをつくることになり、その取りまとめを当研究所が担当することになりました。

それとは違う動きで報告書のPDFのデータベースが立ち上がりました。内容が重複していますから、平成31年(2019年)3月15日付の文化庁の通知文書から抄録はWeb入力することになりました。

従来は文化庁の通知文書が都道府県に来ると、それをもとに区市町村にExcelを配り、そのExcelに区市町村が記入したものを都道府県が整理してCDに焼き、それを当研究所に送るという流れでした。

対して、全国埋蔵文化財法人連絡協議会(以下、全埋協)の加盟団体は当初から全埋協の「抄録Web入力システム」を独自に運用していました。つまり報告書の抄録は「抄録データベース」の約10万件、遺跡総覧の約4万件、全埋協の約2万3,000件に分かれていました。抄録を網羅検索しようとする、3回検索する必要があったわけです。

いかにも非効率だったので、2019年6月、すべてを統合しました。遺跡総覧にWeb入力することになり、Excelでの集約作業が不要になりました。Excelのときは表記が、ある程度、自由でしたから、何世紀で表記したり、〇〇時代と書いたりマチマチでした。データベース的には検索できないので、「時代」を標準にして、すべて置き換えました。

今までは「時代」が検索しづらかったのですが、今はチェックボックスで統一的に検索することができます。ただ、たとえば縄文草創期の「草創期」は抄録検索できません。その場合、備考欄に「草創期」を移しましたので、テキスト検索をすれば引っかかってきます。

抄録を統合した結果、位置情報の修正が必要だということもわかりました。日本測地系と世界測地系、10進法と60進法が混ざっている場合などです。遺跡総覧は「度分秒」で入れるルールなので、60進法を使用する必要があります。

テキスト検索:表記の揺れを吸収するシソーラス

次に「テキスト検索」です。本文の検索をする際、文化財関係用語はかなり表記が揺れていますので、表記の揺れを吸収しないと検索できません。例えば石切場ひとつをとっても、「石切場」「石切り場」「石切丁場」「石丁場」といった複数の表記があります。知らないものは探せない、テキスト検索に支障が出ます。シソーラスが必要です。シソーラスがあれば、類義語をすべて吸収して検索することが可能になります。今、当研究所は考古学、歴史学、文化財行政に関する言葉を19万件集めており、類義語には約5,000件を振りましました。テキストを約20億文字抱えており、ある程度、類義語や言葉の関係性を考慮した検索結果にしないと、検索結果が膨大になり、目あての報告書に容易にたどりつけません。

具体的には内部機能のシソーラスで「石切場」を検索すると、『世界考古学事典』『日本考古学

事典』に用語が収録されていること、読み方は「いしきりば」であること、ローマ字表記、類義語、関連語、報告書の中での出現回数、いつごろから報告書の中で出現するようになったかといったことなどが表示されます。ともかく報告書全体をダウンロードしなければ中身がわからないという事態を避けたい。ある程度、内容を要約し、よく出てくる言葉トップ40も表示しました。報告書なり、遺跡なりの内容の本質に関わる用語は、おそらく複数回出てくるだろうから、よく出てくる言葉をピックアップすれば、その報告書の内容を、よく表しているのではないかと考えました。

動画の検索・画像検索

最後に画像検索です。一般公開は未定です。実験版は完成していますが、精度の問題があり、調整を進めています。

2020年9月、動画ライブラリーを公開しました。コロナ禍もあり、当研究所も、ようやく「YouTube 公式チャンネル」を始めました。

YouTubeの世界では当然のことながら YouTuber が強くて、なかなか見てもらえません。公開して一週間で閲覧数10件ということもあります。文化庁とともに、効果を高めるために文化財に関係する動画をすべて集約して公開するというプロジェクトを始めました。仕組みは遺跡総覧の中に動画ファイルを持つのではなく、YouTube に動画を登録し、その URL を遺跡総覧に登録してもらうことにしています。その際、動画の説明や用語も記載していただく。そうすると、キーワードやキーワードに関連した言葉で、よく似た報告書や似通った動画をチェックすることができます。そうすると、例えば古墳に関心がある人が遺跡総覧にアクセスし、古墳の報告書を読んで、さらに古墳の動画を見て、古墳に関するイベントに参加するといったことが可能になります。これからは紙だけではなく、デジタル媒体や動画の情報も大事です。報告書と動画とイベントをつなげて、それぞれ似ているものを検索できるようにする。媒体の壁をなくし、探している内容に近いもの、利用者の関心に近いものを表示することで利便性が向上し、利用されやすくなります。

報告書の登録件数は年々増加しており、ダウンロード数も右肩上がりが増えていきます。2017年度が97万件、2018年度は141万件で、1.4倍になりました。2018年度はページビューが1億302万件に達しました。研究者・専門家・学生だけでなく、相当数の市民の方に見ていただいていることとなります。

ダウンロード件数は2020年4月、5月に急激に増えました。政府の緊急事態宣言で全国の大学、公共図書館が閉鎖された結果、遺跡総覧へのアクセス数が爆発的に増えたのではないかと思います。コロナ時代にあわせた新たな人の動きやニーズに応えているといえます。

4. 報告書に関する著作権について

まずは、発掘調査報告書に関する個別の論点に入る前に、総論として著作権法の体系を簡単にお話します。

報告書のように、人が創作した表現については、著作権が発生して、様々な規制がかかります。「文化財だから」「自治体だから」といって直ちに優遇されるわけではありません。

著作権処理の考え方をフローで示すと、次の1から4のようになります。

- 1 最初に、そもそも法律上の「著作物」にあたるのか。法律上、著作物にあたるものに著作権法の規制がかかります。
- 2 著作物にあたるのであれば、その権利を持っているのは誰か。
- 3 続いて、その権利者から契約などで利用のための許諾を得ているのか。
- 4 最後に、許諾を得ていないか、またはよくわからない場合でも、法律は公益の観点などから例外的に利用可能な場合を定めています。たとえば、昔の著作物で、保護期間が経過して著作権が消滅した場合は使えます。また、引用のように、法律が特に例外的に利用可能と認めた、いわゆる権利制限規定にあてはまる場合も使えます。さらに、文化庁が申請に応じて利用を認める裁定制度という制度もあります。これらの法制度を使えるかも検討すべきです。

この1から4の順番で検討すると、著作権法の体系を理解いただけるかと思います。以下では、発掘調査報告書に関する著作権の問題について、この順で見ていきます。

そもそも法律上の著作物にあたるのか

まず1つ目の点。そもそも「著作物」にあたるのか。著作物とは創作的な表現であることが必要で、例えば、幼稚園児が描いた絵でも著作権は生じます。しかも、描いた瞬間に、国に登録する必要もなく、著作権が生まれます。

文化財の発掘調査報告書は、発掘調査について主に文章で創作的に表現しているといえるので、著作物にあたる場合が大半かと思います。著作物にあたらぬのは、例えば、よほどありふれていて短い文章などですね。他には、物を正確に記録するために撮った写真も著作物にあたらぬ場合があります。例えば平面的な絵画を、正確に記録するために水平に真っすぐ撮った場合は、創作的な表現とはいえず、著作権が生じないと考えられています。もっとも、これらは例外的な場合で、基本的には発掘調査報告書は、著作物にあたるかと思って進めていくことになります。

著作物だとしたら、その権利を持っているのは誰か

次に2つ目の点。著作物だとして、誰が権利を持っているのか。原則としては、著作をした人、「著作者」がまず権利を持ちます。例えば、私が文章を書いたら、私が著作者として権利を持ちます。ただし例外的に、職場の仕事で書いたものは、職員個人の著作物ではなく、職場の著作物

になる場合があります。いわゆる「職務著作」と呼ばれる場合です。この職務著作の条件を満たせば、自治体の職員の方が書いた報告書でも、自治体がかいたものとして、自治体が著作者になります。職員個人ではなく、はじめから自治体が著作権を持つわけです。

職務著作の法的な要件をみますと、自治体が調査報告書をつくる際、まず自治体が報告書をつくろうという「発意」をします。この発意に基づいて、自治体の職員の方が、職務上、報告書を作成する。そしてその報告書を、自治体の著作名義で公表した場合で、かつ契約や勤務規則などに特段の定めがなければ、自治体が著作者として著作権を持つことになります。自治体が公表した発掘調査報告書も、職務著作にあたる場合が多いと思われます。その場合、執筆者である職員に個別に許諾を取ることなく、自治体の許諾のみでインターネット公開することが可能です。

なお、厳密に職務著作の要件を全て満たさないとしても、就業規則などで、職員がかいたものの権利が自治体側に移るとされている場合には、自治体が著作権を持っていると判断できます。

ただし、報告書の中には、大学教授など外部の先生がかいた部分や、外注のカメラマンが撮った写真などもあり、厳密にいうと、そこは職務著作に入らないのではないかという議論もあります。その場合、そのような外部の方とどのような取り決めをしていたのか、実態を見つつ判断していくことになります。

あともう1点、報告書の中で民間会社などの地図が掲載されている場合には、インターネットに公開する前に、その地図会社の利用規約などで制限がないか確認する必要があります。

その権利者から許諾を得ているのか

次に3つ目の点。著作権者が誰なのかがわかれば、その人から許諾を得ているかどうかを確認します。契約や協定等の文書で著作権の譲渡を受けているか、または複製と公衆送信の許諾、つまり報告書をデジタルコピーしてインターネットで配信することの許諾を得ていれば配信できます。許諾は口頭でも可能ですが、許諾を受けたことの証明や、自治体内での引き継ぎは困難になりますので、書面のほうがより手堅いです。

なお、今回拝見したある自治体の協定書に「作者が著作権を放棄する」との記載がありました。おそらく著作権を自治体に譲渡するという意味で書かれたものと思いますが、法律上は、著作権を放棄すれば、自治体だけでなく誰でも使えるという意味に解釈される場合があります。言葉の使い分けにはご注意ください。

また、いただいた質問の中に「民間事業者が著作権を持っているのであれば、その事業者に直接、遺跡総覧にアップロードしてもらってはどうか」という提案がありました。著作権法の帰結としてはその通りで、そのような方向性も検討の余地があります。

許諾を得ていない場合は、どうするか

最後に4つ目の点。権利者からの許諾を得ていない場合や、著作権者が誰かわからない場合でも、なお公開できる方法がないか検討します。

まず、昔の報告書は保護期間が経過して著作権が消滅している可能性があります。保護期間に関しては最近の法改正の関係で複雑ですが、団体名義の著作物か個人名義の著作物かで分かれま
す。団体名義、例えば自治体や調査会の名義で出たもの場合は、少なくとも1967年末までに公
表されているものであれば著作権は消滅しています。

個人名義の場合、1967年末までに、その作者が亡くなっていれば著作権は消滅しています。例
えば宮沢賢治は1930年代に亡くなっているため、著作権は消滅しています。他方で、三島由紀夫
は1970年に亡くなっているため、まだ著作権は消滅していないと判断することになります。

著作権が消滅していないものは、どうするか。例外的に公開可能な、いわゆる権利制限規定も
検討しておきます。とはいえ、文化財関連の公益目的だからといって、直ちに全文をインターネッ
トにアップロードできるような規定はありません。

自治体等の報告書等の転載に関しては、著作権法32条2項というものがありますが、これはあく
まで「説明の材料」として刊行物に転載する場合を想定しており、今回のように発掘調査報告
書を全文インターネットにアップロードする場面とは異なります。そのため、この規定は使えな
さそうです。

もう1つ、いわゆる所在検索サービスに関する著作権法47条の5も検討しておきます。これは
何かといいますと、例えばある単語でキーワード検索をしたときに、その文字が入っている部分
の前後を少しだけ表示するのは可能という条文です。例えば「石切場」で検索すると、「石切場」
の単語を含んだ報告書を引っ張ってきて、その「石切場」の単語の前後の数行などを見せること
ができます。いわゆる「スニペット表示」という方法で、権利者の許諾なく見せることができま
す。ただし、これは便利ではありますが、あくまで検索ワードの前後の少しだけしか見せられな
いので、どの報告書に載っているか、どのような文章で使われているのか程度しかわかりません。
報告書の全部を丸々読めるようにしたいという今回のニーズとは、やや異なっています。

権利者と連絡がとれないような場合には、最後の手段として裁定制度があります。これは、文
化庁に申請して、一定の手続を踏まれば、著作物を利用できるという制度です。ただし、手間
と時間がそれなりにかかります。具体的には、著作権者を探す努力をしたことなどを記した書類
を文化庁に出さなければいけません。また、昔は事前に担保金を供託する必要もありましたが、
最近の法改正で、自治体が裁定申請をする場合は、事前の供託は不要となりました。どうしても
著作権者が見つからない場合には、この裁定制度を利用すれば報告書の公開も可能になります。

以上で、著作権法の体系について整理しました。個別の論点については、後の質疑応答で議論
できればと思います。

5. 東京都内における各区市の文化財報告書の状況

野口（東京都） 昭和25年、文化財保護法が制定され、同25年に東京都の文化財保護条例が施行さ
れました。寺社仏閣などの文化財保護が先行しましたが、開発に関わる発掘調査が増え、遺跡地

図をつくるようにとの文化庁の通知もあり、昭和37~38年頃から遺跡分布調査、台帳整備を始めました。

また、多摩ニュータウン開発の際、予定地に遺跡が多数あるので調査が必要となり、昭和40年に、多摩ニュータウン遺跡調査会が発足。同時期に都内の大学の先生や有識者を団長とした遺跡を発掘するための時限的な組織もつくられました。

文化財関係の史跡名勝の調査と埋蔵文化財の調査が並行して進められました。遺跡関係では多摩ニュータウンのほか、都立学校調査会、公団関係など時限的といいながら結構、長期にわたって存続したものもあります。おそらく平成12年ごろに、調査会活動は終了しました。多摩ニュータウン遺跡調査会は昭和55年、東京都埋蔵文化財センターとなりました。それぞれの調査会が報告書を刊行して活動を終了し、その後、区市町村や東京都に遺物・報告書などが移管されました。

調査報告書以外の発行物としては毎年発行している『文化財の保護』という紀要と指定文化財の解説などを収録したもの、『遺跡調査・研究発表会』資料集、広報誌に近い性格の『東京の文化財』という冊子があります。

榎木（新宿区） 昭和30年頃、区政7周年で発掘した例がありますが、調査会を中心に本格的に遺跡調査を始めたのは昭和58年頃。新宿区遺跡調査会、福祉施設関係の調査に統合的に取り組む新宿区厚生部遺跡調査会などがつくられました。その後、民間の事業主等も含めて、簡略化した調査団も設けられました。平成12年、区の財団で埋文事業に取り組むことになり、すべての調査会、調査団は整理されます。その時点で終わっているもの、財団に引き継いだものがありました。その2年後、財団も埋文事業から手を引きますが、引き継いだプロジェクトの報告書は、すべて刊行しました。平成14年頃から民間調査機関による調査へ移行。民間調査機関でできない小さい規模の調査や補助金を使って取り組む事業、区の直営の事業などは区が調査し、報告書をつくっています。刊行物は埋文センターが取り組んだ報告書も含めて320冊程度。規模の小さい調査をまとめて報告する「文化財調査年報」もあります。

伝田（大田区） 昭和40年代までに発掘調査された遺跡については主に『大田区史』に掲載されています。1970年代後半から「大田区の埋蔵文化財」シリーズの刊行が開始されました。それ以外には1980~1990年代に発掘調査ごとに立ち上げた遺跡調査会が発行した報告書もありますが、実際の作業は民間の調査会社に委託することが多かったようです。いわゆる国民（文化財保護法第92条）の報告書については、それほど多くはありません。したがって、「大田区の埋蔵文化財シリーズ」、国民（第92条）、調査会発行、3種類の報告書があります。

仙田（世田谷区） 昭和37年に『新修 世田谷区史』を発行。昭和52年に世田谷区の文化財条例を制定。条例に基づき、常設の調査会を立ち上げました。昭和60年頃まで、その常設の調査会で遺跡調査を行いました。それ以降、常設の調査会を廃止し、対象ごとに調査団を立ち上げることになり、平成26年頃までその体制が続きました。それ以降、民間調査組織に委託しています。調査報告以外に年報などを発行しています。区は平成28年度に歴文構想「文化財保存活用基本方針」を公表しました。歴文構想の重点取り組みで、区内の文化財を一元的に情報発信していく Web サ

イトをつくろうということで、2019年からデジタルミュージアムがスタートしました。埋蔵文化財の報告書も、もともと公開していく方向で考えていましたが著作権の問題が整理できておらず、まだ公開はしておりません。

デジタルミュージアムにアップする際、著作権の関係で使える図面・写真が限られました。そこで2020年4月以降、三者協定の協定書の中に図面や写真類も「図面・写真類などを著作権の権利とともに譲渡する」という文言を入れることにしました。

高坂（北区） 昭和50年代、東北新幹線が上野駅まで延伸する際、工事にともない、調査を行いました。それと相前後して大学教授を団長とした調査団を組織し、区内各地の調査に取り組みました。平成10年前後まで、その体制が続き、その後は民間会社を入れて調査しています。ただ、狭小な場所などは文化財保護法第99条で区が調査し、その報告書は年報に載せています。

小山（板橋区） 平成6年4月14日、常設の遺跡調査会を設けました。その調査会は平成11年度に発行された報告書をもって活動を終了したようです。それ以降、民間調査組織が三者協定を結んだ上で区内の遺跡を発掘しています。調査会社が発行した報告書のほか、2年ごとに発行している文化財年報にも報告書を刊行するに至らない、小規模な発掘調査のことを記載しています。

西澤（都埋文センター） 昭和55年、多摩ニュータウン遺跡調査会から東京都埋蔵文化財センターとなりました。報告書は現在までのところ、350集程度、発行しました。抄録は全埋協ホームページに継続的にアップしており、平成27~28年刊行分まで進みました。（現在、全埋協ホームページの抄録データベースは、遺跡総覧に統合されています。）

高橋（立川市） 小さい自治体なので報告書も少なく、28冊しかありません。調査団がつくったものが10冊程度、三者協定で民間会社がつくったものが3冊。国庫補助金を使った調査に関しては、ここ数年、3年に1回刊行しています。

廣瀬（府中市） 昭和50年、東京都の指導のもと、常設の遺跡調査会を設置。現在も、それが続いています。市内の発掘調査は遺跡調査会が担当する調査と民民の92条で行う調査があります。過去には都と府中市が参画し、個別の調査会、調査団を結成して発掘調査したこともありましたが、平成11年の報告書刊行をもって解散しました。

それなりの規模のものは発掘調査報告書として刊行、個人住宅を中心に1冊の報告書にはできませんが、本調査扱いとしているものを概要報告書として年に1回出しています。各報告書とも残部が多く、遺跡総覧に載せてしまえば残部を廃棄できます。持っておく必要のない印刷物を減らすというメリットもありますね。

中野（国分寺市） 1974年に武蔵国分寺遺跡調査会、1976年に恋ヶ窪遺跡調査会が発足。市内に2つの遺跡調査会が設置されました。1986年に両者を統合し、国分寺市遺跡調査会になりました。もうひとつ、1993年から鉄道学園跡を調査した西国分寺市地区遺跡調査会という組織があり、これらの遺跡調査会が市内の調査のほとんどを担いました。2014年、初めて92条に基づく民間調査組織による調査を行い、その後発掘報告書が3件作成されています。2017年、デジタル公開の意向調査があった時点で、公開する方向で内部では考えています。

報告書は百数十件あり、スキヤニングは完了しましたが、スキヤニング時にスクリーンが表示できなくなるなどの問題があり、どうするべきかを思案しているところです。

宇佐美（狛江市） 昭和50年代後半、単発の調査団、調査会で何冊か報告書が出しました。昭和60年代以降、市が設立した狛江市歴史調査会が調査を行っており、60年代以降の報告書は特に問題はないという認識です。平成20年代以降、三者協定で民間調査組織に調査を委託しましたが、協定書では著作権にはふれられていません。出土品等の関係史料の権利は放棄し、教育委員会に属するという記述はありますが、もう一度確認が必要なのかどうか、ご教示をお願いします。

野口（東京都） 大枠で昭和40~50年代に単発や常設の調査会をつくって調査を進めたが、平成11年、地方自治法が改正され、都と区市町村が協定を交わした頃から民間調査組織に委託するようになったと受けとめました。

6. 調査会、調査団の著作権処理

実態をみて職務著作か否かを判断する

野口（奈文研） 遺跡総覧の抄録のデータから抽出した調査会、調査団の一覧を見ると、942件。表記揺れなどを除くと、400~450件という感触です。一番多いのが世田谷区。調査会、調査団が約80設立されています。少ないところは自治体設置の調査会の下に各調査団が設置されています。抄録の情報から見える範囲では多くは調査単位で調査会があり、その下に調査団を置きます。抄録には、どちらか、あるいは両方の名前が記載されています。それより少ないですが、区市町村の調査会があり、その下に個別の調査団が組織されているパターンもあります。さらに、編集機関が調査団で、刊行機関が教育委員会になっているパターンも結構あります。東京都内の自治体で編集機関が調査団名、刊行機関が民間調査組織になっているケースも、八王子市などでいくつかありました。特殊例として目黒区と渋谷区にまたがる遺跡の調査では両区合同でひとつの遺跡調査会を設置しました。広域的な事業や長期的・継続的な事業を東京都と地元自治体が共同で取り組んだり、大規模な場合、事業者と一緒につくったりしているものも10~20程度ありました。これらのケースで、一般論として著作権は、どこに帰属するのでしょうか。

数藤 先ほどの総論でも述べました通り、一般論として、著作権は、報告書であれば書いた人、写真であれば撮った人に、まず帰属するのが原則です。例外としては、職務著作のパターンがあり、自治体の職員の方などが組織の業務として書いた場合、実際に書いた人は個人でも、自治体が著作者になり、自治体が著作権を持ちます。

調査会、調査団には様々なパターンがあるようですが、著作権法から考えますと、まずは法的にみたときに「著作者」が誰なのか、個人なのか自治体なのか。次に、著作者が個人の場合は、その著作権を自治体が譲り受けているかどうか。譲り受けていれば自治体に著作権が帰属します。この考え方を出発点に、個別の事案ごとに見ていくことになります。

野口（奈文研） 多くの場合は調査団長が刊行・編集の責任者になり、事務局には区市町村から人が入ります。こうした場合、調査団長は外部の有識者になると思いますが、一般的には、どういう扱いになるのでしょうか。

数藤 自治体が依頼して調査団が設置され、調査団名義で、あるいは調査団の中の人の名義で書かれた報告書が出てきたとき、その著作権は誰に帰属するのか。一般的に法律に沿って整理しますと、完全に自治体内部の方だけで書いた純粋な職務著作のケースから、完全に外部の方に書いてもらった外注のケースの間に、様々なパターンがあるわけです。もし調査団が完全に外部の方といえる場合は、調査団の人または組織が著作者となって著作権を持ちます。それを自治体に移しているかどうかを確認することになります。

国武 次のケースの場合は、どうでしょうか。書いた人は調査会のアルバイト、あるいは調査会の予算で雇用関係にある人で、公務員ではない。調査会は市が開発事業にともなって埋蔵文化財の調査を行うために作った組織で、そこに雇用されたアルバイトが書いた文章が本になった。その場合、市が、その意図をもって刊行したものと理解できるのでしょうか。

数藤 実態によってはそのような構成も可能です。結局、誰が書いたか、どのような状況で書いたかという実態を見て判断します。市と調査会を形式的に切り分けるのではなく、全体を見たときに、市の発意で、その業務に従事している人が職務上つくったと評価できるのであれば、職務著作になるという法律構成も可能です。実際の状況を、どのように法律的に解釈するかが重要です。

なお、職務著作との関連では、誰の著作名義で公表されているかも考える必要があります。調査会名義の場合、それが自治体の名義と同様の実態を持っているかを検討することになります。

野口（奈文研） 教育委員会名義の場合は、どうでしょうか。

数藤 実態を見る必要はありますが、多くの場合は自治体名義と考えてよろしいかと思います。

調査会の実態を見るのがポイント

野口（奈文研） 新宿区刊行ののを見ると、発行機関、編集機関が調査会だったり、調査団だったりします。何か違いがあるのでしょうか。

栩木（新宿区） 初期は調査費用を受けるために教育長が調査会長になりました。調査会がお金の流れを管理し、その下に実行部隊として調査団を置きました。1つの調査会に複数の調査団がぶら下がっている新宿史跡調査会もあれば、特定の遺跡を調査する1調査団しか持たない1遺跡調査会もあります。それが、かなり数が増えてしまい、教育長は会長から外れ、学識経験者を団長にして個別に団をつくるようになりました。ただ、事務局長は区の副参事などが務めていたので、区が関与していることは否定できません。

野口（奈文研） トップを実質上、教育委員会の長が兼務している状態と、トップが学識経験者、要は外部の方が委嘱を受けて従事している場合とでは何か理解が変わるのでしょうか。

数藤 結局、調査会とは何なのか、その法的な位置づけが問題となります。仮に、トップを教育委員会の長が兼務して、市の発意に基づいて市の職員が執筆している場合、調査会はいわば研究

プロジェクト名のような位置づけで、調査会が独自に執筆などを主導しているとは評価しづらいようにも思います。調査会の実態を見るのがポイントになります。

改めて整理すると、まず基本的な職務著作のパターンとしては、自治体が調査報告書をつくることを発意して、職員が執筆して、それを自治体の著作名義で出すという一番ストレートなパターンがあります。ここで、外部の有識者の先生のお知恵も借りながら発掘調査は進めつつ、しかし最終的に報告書を書いた人が職員だったとすれば、調査会の位置付けは、単に調査の過程で知恵を借りているだけと言えそうです。実際に報告書を書いたという、執筆の「幹」の部分、中心的な部分だけを捉えると、自治体が指示して職員が書いたとも言えます。そして、その報告書を市または教育委員会の名義で出したということであれば、市の職務著作という大きな幹ができる途中で、調査会はいろいろ知見を提供するために関わっているだけで、執筆それ自体は行っていないと理解することもできそうです。結局、ある実態を、どのように法律的に読むかという解釈になりますので、こうした調査会の性質も踏まえて考えていくことになるかと思います。

高田 調査会、調査団で作成された成果物は職務著作になるかという問いかけに対して、まず自治体の発意に基づいて調査をする必要があります。ただ、自治体ではできない場合、自治体の発意に基づいて調査会、調査団が設置されます。調査会、調査団の構成員が職務上作成し、調査会、調査団の名義で発行されます。その場合、特に定めがなければ、調査会構成員の成果物に関しては職務著作と考えられる、でいいのでしょうか。

数藤 ひとつ気になるのは、報告書が誰の著作名義で出ているかです。市や教育委員会側の発意で報告書を作ることになって、出た報告書は調査会の名義だとします。その場合、実態をみて調査会と市をイコールと言えるかどうか。外部の専門業者に外注して書いてもらったような実態はないか。繰り返しになりますが、図式的に整理すると、一方には市のプロジェクトとして職員も含めて市のメンバーのみでつくったものがあり、もう一方に市が発案したが、実際の作業は外部の研究者やプロを擁したプロジェクトチームがつくり、プロジェクトチームの名義で出したものがある。その両者の間にも様々なバリエーションがあるわけですが、このうち後者のケースは、純粹に外注したケースと、さほど違いはないようにも思います。

実際に異議等を出す人がいるか、それは具体的に誰か

高田 仮に自治体ほぼイコール調査会と見た場合、何らかの訴訟リスクや、明らかに法的な瑕疵^{かし}などが発生する可能性はあるのでしょうか。

数藤 著作権のリスクについては、概ね2つの側面から考えるとわかりやすいです。1点目は、まず法律をそのまま解釈し、遵守するという、いわゆるコンプライアンスも含めた問題。2点目は、報告書をウェブ公開したときに実際に異議を申し出る人がいるか、それは具体的に誰かという問題です。ご質問の点については、報告書をデジタルで公開したときに、プロジェクトチームに入った大学教授等の中に、自分の書いた部分は自分の著作として出したとお考えの方がいて、異議を述べる可能性があるかどうかを念のため検討することになるのでしょうか。

高田 まとめると、1つ目は調査団長自らが原稿を書いた場合、あるいはプロジェクトに参加した大学教授等の専門職が自分で原稿を書いた場合、職務著作になるかならないかは実態を見ていく必要があります、ケースバイケースです。2つ目は調査会に雇用されている調査員（自治体職員）が書いた原稿は他の要件を満たせば職務著作になり得るとのことです。

調査会、調査団の許諾をとれないケースもある

宇佐美（狛江市） 調査団で作成した報告書であれば基本的には中身に対する責任は調査団が負わなければいけないので、著作権は調査団にあるとする理解のほうがわかりやすいです。「市の遺跡調査会が作った刊行物の責任は市が取れ」となると、自治体としても困ります。

数藤 その場合の責任とは、記載の内容に関する責任ということでしょうか。

宇佐美（狛江市） その通りです。それをアップする際、市の調査会が作ったものだから、何の手続きも取らずに市がアップしても OK という話にはならないのではないのでしょうか。何か問題が起こったときに自治体に対応しなければいけないので。

数藤 もちろん記載内容の正しさも重要な問題ではありますが、法律面から考えてみますと、文章の責任や内容の正しさと、著作権は、ひとまずは別な話になります。

野口（奈文研） 公開なり何なりをしたときの責任というか、何かトラブルが起きるかもしれないと考えると、報告書の公開には、なかなか OK が出ないかもしれません。

宇佐美（狛江市） 調査に携わった人間、例えば調査員の誰かが「それは私が書いたものだ」とクレームをつけてくる可能性があります。

数藤 市が著作権を持つという法律構成ができたとしても、中には個々の有識者の先生が「この部分は自分が書いたものだ」と主張するかもしれないということでしょうか。実際のところ、報告書は有識者の先生のところは記名になっているのでしょうか。

野口（東京都） ものによります。事実記載の部分は基本的には無記名です。古い報告書になればなるほど、まとめの部分を有識者が担当しており、その部分は記名になっていることが多いです。

国武 いわゆる職務著作として教育委員会が判断してアップロードしたが、その調査会の調査員だった人物が、その認識がなく、クレームが市に入った場合、誰が、そのクレームに対して責任者となるのかということでしょうか。

宇佐美（狛江市） 調査団、調査会の許諾がとればいいですが、その手続きなしで市の発意でつくった組織だからアップロードするとすると、リスクがあるのではないのでしょうか。

国武 解散した調査会、調査団についてということでしょうか。結構、大きな問題で、職務著作の範囲でやっていくという展開も可能であると同時に、自治体によっては教育委員会が責任を取れるわけではないというスタンスもあり得るといって問題提起です。このへんは東京都が、どういう方針でやっていくのでしょうか。方針を示すか、示さないか。

野口（東京都） ここで簡単に答えられる問題ではありません。「倒産会社の権利整理」の問題が似たような話になるかもしれません。民間調査組織の倒産と遺跡調査会の解散は同型の問題として

考えられないでしょうか。

野口（奈文研） 誰が編著者で、誰が発行機関かを整理した上で、まずは問題なさそうな報告書をアップロードしていくという方向性は、どうでしょうか。

遺物や報告書を調査会から移管する

野口（奈文研） 今までのお話は基本的に調査会であっても、あるいは、その上に教育委員会があっても、1つの自治体内で完結している事例です。例えば東京都と地元自治体が合同で調査会を設置している場合、どういうふう引き継ぐのでしょうか。都立学校遺跡調査会や都内遺跡調査会のように、都が設置し、複数の自治体にまたがって調査したケースでは個別の自治体との関係がどうなっていたのでしょうか。

西山（都埋文センター） 東京都の場合、いろいろなパターンがありました。任意団体としての都の遺跡調査会は事業ごとに単発の調査会の場合であっても、地元の教育委員会が絡んできました。事務局等には区教育委員会に関係する方々が入っていました。ただ、トップは東京都の教育委員会で、一応まとめています。調査会の下に調査団が入ります。都立学校遺跡調査会の下に「〇〇高校遺跡調査団」といったものが入っていました。都内遺跡調査会の下にも、「△△遺跡調査団」といった調査団がいくつもあり、区市町村関係の方が調査団に入っていました。調査団長は有識者がほとんどでした。報告書執筆は基本的には調査会職員が行います。場合によっては調査団長自ら執筆される場合もありましたし、地元教育委員会の方や都教育委員会の方など多岐にわたる方が報告書の執筆に携わっていました。

その調査会の中で都教委と区市町村の教育委員会が、それぞれ、どのように設立に携わっていたのか。そのへんは、この先整理できない可能性が非常に高いです。

野口（奈文研） むしろ東京都として都が引き継いでいるものと見なすのか、地元との間で、どういう関係になっているのかという話になります。東京都から呈示されている遺跡調査会に関する協定書があり、調査会の「報告書等を東京都が引き継ぐ」となっています。

野口（東京都） 東京都教育委員会と事業主、調査会の3者で結んでいる協定、東京都教育委員会、事業主、地元教育委員会、調査会の4者で結んでいる協定の2パターンあります。調査終了後大半が遺物を別の組織へ移管しています。実際、都が保有している事例もあります。都が保有している場合、区市町村へ移管している場合があるようです。これまで遺物の移管先に報告書関係の権利もあるとの認識でいました。写真の貸出や何かも含めて、その組織にお願いしています。

野口（奈文研） 「報告書等に関わること」の読み方としては報告書の在庫等を引き継ぐようにも読み取れますし、報告書に関わる写真、図版なども含むとも考えられます。現状に応じた理解の仕方を教えてほしいです。

数藤 調査会が関わった後、最終的にでき上がった成果物をどうするかについて、協定書や契約書などの書面がある場合には、まずはその書面を解釈するのがスタートになります。書面がある例は少ないのでしょうか。

野口（東京都） 書面を探す必要があり、平成一桁代ならともかく、それより以前は書面の「発掘」が必要です。

実態が自治体職員の執筆と同様であれば職務著作に近づく

高田 問題になるのが大学の教員である先生が団長だった場合です。調査会が雇用しているのか、委嘱しているのか。

栩木（新宿区） 雇用関係ではなく、報酬もしくは報償費の扱いです。団長だけでなく、執筆者の中にも報償費を出して書いていただいている大学の先生もいます。

数藤 外の教授に書いてもらっても、実態として市の職員が書いているのと同じように指揮を受けて執筆し、自治体の名義で出すのであれば、職務著作に近づくものと解釈できます。これに対して、あくまで教授が外の立場で書かれていれば、それは外注であって職務著作ではありません。

高田 報償費を支払って、団長や大学の先生が書いた文章でも調査会の職務著作になる可能性もあるのでしょうか。

数藤 可能性としてはあるとは思いますが。ただ、報償費は外の人に報いるような単語のニュアンスがあって、従業員へのお給料とはやや異なるニュアンスを感じます。とはいえ、あくまで外の先生にはそういう名目で費用を出すことになっているけれども、執筆実態は従業員のように指示を受けて書いているのであれば、職務著作に近づいていきます。程度問題なところがあり、実態に立ち入った解釈が必要かと思えます。

野口（奈文研） 調査団長が有識者の先生で、毎回書き下ろしの文章を書く方と事務局で用意した定型の文章に署名だけを入れるパターンがあります。実質がある場合、そのことを判断材料としても構わないでしょうか。

数藤 たしかに、後者の場合には、書いたのは自治体という実質がありますね。先ほど、リスクについては法令を遵守する話と、誰が異議を述べてくるかの2点から考えることを申し上げましたが、今のケースであれば、異議もあまり出てこないのではないのでしょうか。

「引き継ぐ」で著作権も含めた一切が移転したと読む

数藤 具体的な事例として、遺跡調査会の協定書の「2条 調査報告書に関する事項については甲が管理し、甲に引き継ぐものとする」（甲は東京都）という文言を取り上げます。結局、残った書面の文言をどう解釈するかという問題になりますが、この「引き継ぐ」で知的財産関係も含めた一切が甲に移転したと読むことも可能かと思えます。もちろん唯一の正解というわけではないですが、単純に調査報告書を東京都に納めるだけであれば、このような書き方はしないように思います。「調査報告書に関しては甲に納品する」とか、「提出するものとする」などと書けばいい話です。

それに対し、ここでは、「調査報告書に関する事項」と広く書かれているうえ、「引き継ぐ」は「自分は手放して一切関与せずに、すべて相手が管理する」というニュアンスを持っている言葉

です。報告書を提供するとともに、その内容の管理も含めて今後、東京都に委ねると読むのが素直かと思います。ここでは、たしかに著作権については明記はされていませんが、この書類が作られた平成8年当時は、自治体では著作権のことを細々と書く慣例もあまりなかったと思いますので、このような書き方で、権利関係も含めて譲渡していると読むのが自然かと思います。もちろん、他の読み方も可能性としてはありますが、素直に日本語として解釈した例としてご参照ください。

協定を結び直さなくても、譲与すれば権利は移管できる

野口（東京都） 出土遺物は区市町村にあるのに、報告書掲載写真や著作権だけ都の管理としていいものなのでしょうか。どこかの博物館が展示を計画したとき、「遺物は市町村、報告書は都に聞いてください」では効率的ではありません。

中野（国分寺市） 1つの問題としては「市内の事例」の場合、東京都埋文センター、別の〇〇地区遺跡調査会が調査した部分と市の国分寺市遺跡調査会が調査した部分があります。よく使われている発掘現場の航空写真などについて「ここからここまでは都の権利で、ここからここまでは市の権利なので両方に承諾を得てください」というわけにはいきません。市の調査した部分と都が調査した部分で管理が別々になるのはおかしいので、新たに協定を結んで整理することは可能なのでしょうか。

佐藤（東京都） 協定を結び直さなくても、譲与すれば権利は移管できます。遺物と、その著作権が別になっているものなどの整理の仕方の1つとして、書面上で譲与・譲渡をするという方法もあるのかなと個人的に思います。

廣瀬（府中市） 各市町村の職員も世代交代しており、認識を高める意味で、改めて協定を結んで整理をしておくのもありかもしれません。かつ、都から発案していただけると非常にありがたいです。

協定書がない場合、どのような運用になるか

野口（東京都） 協定書に関して、①過去に締結した協定書がある、②探せばあるかもしれない、③まったくない可能性が高い、の3パターンがあります。②③のケースで、なかった場合、どうするかをお聞きしたいです。

高田 協定書がない場合、法律の世界では、どう解釈するのでしょうか。例えば業界慣習として、大半はこうした協定書が作られていて、ない場合は慣習を援用して考えると、そういったことは法的にあり得るのでしょうか。

数藤 可能性としてはあり得ます。例えば、Aという自治体には書面が何も残っていないけれど、当時、周辺の自治体では調査会や調査団から自治体に調査報告書を引き継ぐことが慣行として行われており、周辺の自治体には書面も残っているとします。その場合、A自治体も自らの責任で「移管した」と解釈することは、可能性としてはあると思います。明確な書面が残っていれば

よいのですが、そうでなければ多かれ少なかれ解釈が入るところです。調査報告書は調査団が作っても、自治体に引き継ぐ実務が慣行上広く行われているのであれば、明確な書面までではなくとも、周辺の状況などをふまえて、そのように解釈する余地はあるかと思います。

高田 そのような運用は可能なので、関係者の皆さんから異論がなければ問題はないということです。

高坂（北区） 今、一括で収蔵している施設に書類があるかもしれませんが、それを探し出すのは現実的に不可能です。慣習的に捉えるということで、関係者に不利益が被らないということであれば、それで大丈夫だと思います。

高田 その取り扱いを東京都の『事務提要』などに「こういう場合は、こういうふうに取り扱うものとする」と書くのはいかがでしょうか。

野口（東京都）『事務提要』に載せるのは、いろいろな意味で難しいです。報告書のオンラインへのアップは、人的、予算的措置があれば比較的やりやすいです。ただ、先ほど宇佐美さんが心配されていた、何かあったときの訴訟リスクや有識者からのクレームを誰が受けるのかというところが難問です。一つひとつ解決していくしかありません。

7. 登録実務と民間調査組織

過去の発行物を、だれが遺跡総覧にアップロードするか

野口（奈文研） 各区市町村で過去の報告書までをPDF化してアップすることを考えたとき、最終的には三者協定等に明確に著作権の譲渡がうたわれていない過去の発行物を誰がアップロードすべきなのかという話になります。東京都および各区市町村の考えを伺いたいです。

野口（東京都） 東京都埋文センターの報告書は埋文センターに上げてもらうことで話をしています。

栩木（新宿区） 過去に調査した分は業務が終わっています。事業主にも民間組織にもアップロードを求められていないから、PDFを上げるのは自治体がやらざるを得ません。国の補助金を活用したいので、国に対しては補助金の充実をお願いしたいです。

伝田（大田区） 基本的には区が対応することになると思います。仕様書等に著作権譲渡の記載はないので、改めて会社単位で対応していくことになると思います。

仙田（世田谷区） 昔の発掘は、ほぼ調査会で行いました。平成26年から民間調査組織を入れたので、基本的には、そこからの問題と考えています。2020年4月から協定に著作権は区に帰属する旨を入れました。

高坂（北区） 年に数件、民間の調査会社を入れて調査し、そのPDFをもらっています。PDFをアップするのは、さほど難しくありません。著作権等の法律的権利を放棄する旨、協定書にも入れており、そのへんの問題もクリアされていると考えています。

小山（板橋区） 発掘された出土品および発掘著作成果品等に関する権利は教育委員会が所有する

ものとして協定を結んだ上で調査に入ります。個人情報にかかわる部分もあり、引き続き教育委員会がアップしていくほうがよいのではないのでしょうか。

高橋（立川市） 今、取り組んでいるものは著作権を放棄する旨の文言を入れています。以前のものは一つひとつ民間会社に確認する必要があります。昔のものはPDF自体がなく、スキャンングしなければいけません。

廣瀬（府中市） 倒産した会社も含めて三者協定を結んでいるので、ネット上に公開するという行為そのものについては問題ありません。時間・費用の問題が、なかなかクリアできません。

中野（国分寺市） 2020年度から民間会社に入ってもらえる場合、協定に電子データを提出してもらうこと、電子化して公開することを承諾することという文章を入れました。アップは今日のお話を聞く限りでは自治体が担当する仕事なのかなと思っています。

宇佐美（狛江市） 基本的には自治体でやることだと思います。ただ、著作権という観点からすると書いた人のものだと思うので、調査組織にアップする権限を与えなくてもいいのかという議論は必要だと思います。

国武 遺跡総覧は報告書の存在を知らしめて、活用頻度を上げて、どんどん使ってもらおうということなので、要は活用事業です。行政の本来の仕事です。事業団や法人調査組織も教育委員会や行政が担うべき業務を代行していると考えられます。低精度PDFを遺跡総覧に載せて活用を推進することも本来は行政がやるべき仕事です。抄録も著作権上、民間調査組織に属していたとしても、抄録データベースに登録する仕事は行政がやるべきことです。

民間調査組織がアップロードしてもよいか

高田 調査会社が過去に調査をしたもののPDFを自治体が受け取っていないが、調査会社のパソコンには、あるケース。契約は終わっていますが、もらえたら欲しいですか。

野口（東京都） スキャンングは人手もかかるし、紙から読み込んだものとデータは精度がまったく違うため、いただきたいです。アップロードの方法や契約については検討が必要です。

高田 調査会社が「早く公開してほしいから、会社負担で会社がやりますよ」といった場合は、どうですか。

野口（東京都） 個人情報や調査成果、遺跡の価値づけなど行政としてクリアにしなければいけない部分を双方が納得できれば、やってもらってもいいかなとは思っています。

宇佐美（狛江市） 民間の調査組織にIDを付与してアップしてもらえると、基本的にアップする責任も、そこが取ることになります。そこをクリアできるのでしょうか。

中野（国分寺市） 今のデータベースのトップ画面は基本的に自治体ごとに並んでいます。国分寺市の遺跡を見たいと思ったら、国分寺市をクリックする。ところが、そこになくて、下のほうの民間調査組織のところに入っているというのは利用者からすると面倒だと思います。その点を改善できるのであれば、全然問題はないです。

野口（奈文研） すでにその問題が起きています。大学は日本全国の各地で発掘調査を行っていま

すが、大学の所在地でしか登録できません。

高田 ID 体系が、そもそも自治体イコール遺跡所在地を想定していました。発行機関一覧は発行機関の本社所在地でとっているのです。大学は法人登記している場所になります。しかし、調査機関の所在地と調査場所が一致しないのは問題なので、抄録の遺跡位置情報が重要となります。抄録ごとに遺跡の所在地があるので、遺跡の場所で探す場合、抄録検索から探してもらうほうが効率はいいです。

廣瀬（府中市） 調査会社が、その会社の ID でやるのであれば、「待った」をかける必要はありません。「府中市の ID を貸してくれ」となると難しいです。遺跡調査会から、その会社にアップロードを委託することにすれば通常の商取引にできるかもしれません。

国武 民間調査組織に独自の ID を取得してもらいます。その組織の呼びかけに「いいですよ」といった区市町村の報告書だけをアップするかたちになると思います。

廣瀬（府中市） 自発的にやっていただくということであれば別にやぶさかではありません。

高橋（立川市） 基本的に構いません。ただ、その後のトラブルやリスクを考えると、おそらく民間は手を挙げないでしょう。

小山（板橋区） 民間の調査会社が仮更新して、それを教育委員会・自治体がチェックをして本更新するという手順にすれば行政が管理できます。

高坂（北区） ID を貸すのは教育委員会にもリスクがあるので、好ましくありません。アップロードに慣れている人がやるのが一番いいでしょう。

村上（世田谷区） 自発的にやるのであれば「よろしくお願いします」。ID を貸すのは、いろいろ懸念があるので、結局は「区でやります」になるのではないのでしょうか。

伝田（大田区） わざわざ民間の調査会社に任せるより、自分でやったほうが早いです。

小林（新宿区） 「やってもらいたい」とは思うが、掲載後の対応やクレーム等のリスクを考えると、調査会社に任せてしまうのは、どうでしょうか。

野口（奈文研） 「リスクを抑えてアップロードする仕組みがあるのなら、やってほしい」という方向かと思います。もうひとつ、倒産会社の情報提供の件ですが、民間調査組織の団体である日本文化財保護協会では設立時から一定期間『要覧』を作成し、加盟各社の調査を収録していたそうです。その時期に活動し、現在は活動していない会社の報告書をピックアップすることは可能とのことでした。

8. 文化財業務と著作権に関する Q&A

Q1 自治体発行（文化財保護法93条 1 項）の埋蔵文化財発掘報告書についてです。自治体職員が業務として執筆した原稿について掲載許可が必要でしょうか。

高田 特段の定めがない限り、職務著作となるため、職員への許諾は不要です。民間調査組織による調査をふまえて自治体担当者が執筆する場合でも執筆はあくまで自治体担当者ですので、職

務著作となります。

Q2 調査会で作成した報告書のうち、区の職員が記載・作成した文章などについて、職務著作の要件を満たすとして、区が著作権を有すると解することは可能でしょうか。

高田 これは調査会の実態に照らしてケースバイケースですが、区の職員である調査会や調査団の調査員が書いた文章については職務著作になります。

Q3 報告書に個人情報の記載がある場合、アップする際は削除することになりますが、その行為により作成されたものは二次的著作物になるのでしょうか。

高田 二次的著作物は文化庁のサイトなどにも定義が載っています。基本的には出版物などの翻訳、映画化したものなどを指します。PDFの一部の個人情報を削除したことだけでは、二次的著作物にはなりません。

Q4 報告書に記載されている遺物等が博物館で展示されている場合、原作者展示による公衆送信（著作権法47条2項）とみなして報告書全体をネットにアップすることは可能でしょうか。

高田 そもそも著作権法47条2項はスマホやタブレットで自動公衆送信するためのもので、報告書を広くネットにアップする場合は含んでいません。

数藤 著作権法47条2項の趣旨は、展示場に来て観覧する人に対して、スクリーンやテレビモニター、館内でスマホやタブレット端末でコンテンツを映し出すことにありますので、この条文でネットへの全文アップは難しいです。

Q5 調査報告書のうち、著作権法の保護の対象にする部分はどこでしょうか。「思想又は感情を創作的に表現した」（2条1項）と見なされる場所はどこでしょうか。例えば、調査区位置図や実測図は単なる事実を記載したものとして、著作権保護の対象外として解してよいのでしょうか。石器の組成表などの表・リストの類いは表・リストの項目等の組み方に著作権の保護がかかると解してよいのでしょうか。

高田 文章は著作物性があります。写真の場合は様々です。例えば航空写真は基本的に飛行機から垂直方向に、機械的に撮りますから、調査員自らが創作的に撮ったものではないので著作物性はない場合が多いと思います。ただ、写真は過去の判例で、立体物について角度をつけて撮ったものについては一般的に著作物性があるものとなっています。その場合、遺構検出の状況、例えばピットは立体物なので一般的には著作物ですが、斜めから撮って画角は一緒に穴だけ写っている状態をもって創作性があるかどうかは正直ケースバイケースで考えるしかありません。遺構写真について直接の先例となる判例もありません。遺物写真も土器破片は厚みがありますが、台に置いて直上から撮った場合、創作性があるかどうかは微妙なところです。

数藤 今回の文脈では、報告書の全てをアップロードする場面を想定していますので、少なくとも

も調査報告書の大半の部分には著作物性が生じているという前提で検討することになります。

Q6 撮影した写真は誰が撮ったかわからない場合、その報告書に記載されている執筆者等全員に承諾を得なければ使用できないと解してよいでしょうか。

数藤 その報告書の執筆者も含めた内容次第になるかと思います。カメラマンも自治体の人であれば職務著作になり得ますので、自治体に著作権が帰属する場合もあるでしょう。この場合は、個々の執筆者の承諾は不要です。例外的に、調査会などが絡んだ複雑な場合は、実態をみて検討することになります。

Q7 資料を基に二次資料を作成した場合、その二次資料の作成者が著作権者と解してよいでしょうか。

高田 二次的著作物の定義を満たしていれば二次的著作物の作成者も著作権者となります。ただし、例えば漫画の主人公をトレースした場合、原著作物の著作権も有効ですので、原作の著作者の了解も必要です。近世の絵図をトレースした場合、近世の絵図そのものの作者は遠い過去に死んでいますから、絵図の作者の著作権は消滅しています。ただし、絵図の所有権が寺院などであった場合、トラブルの原因になりかねないので、所有者との調整が必要になる場合もあるかと考えます。ただ、法的には古い絵図については、トレースは所有者への連絡は不要とされています。古い絵図の場合は、そのまま忠実にトレースしても、トレースした人に新たに著作権は生じません。そのため、古い絵図については、忠実にトレースした人から許諾を得る必要はありません。もし著作権があっても引用は要件を満たせば自由にできます。

数藤 二次的著作物とは、元々ある著作物があって、それをベースに新たに創作したものなどを指します。元の著作権に加え、二次的著作物の著作権が活着しているかどうか、両方を確認する必要があります。二次的著作物を使う場合、元の著作物と二次的著作物の両方の権利者の許諾を得なければいけないというのが原則ですので、両方を調査して、権利が切れていないかどうかを見るという、原則に立ち返った処理になるかと思います。具体的には、どのような状況を指していますか。

村上（世田谷区） ひとつは現場で撮った写真を報告書に載せる際に写真の中の色を調整して掲載することがあります。例えば調査会の職員が撮って、教育委員会の職員が加工して編集する場合です。ふたつは現場で撮った図面に平面図と断面図があり、それを合成して1枚の図面に書き直す作業もしています。

数藤 まず前提として、区と調査会で権利の譲渡などの権利処理がされているのであれば、問題ありません。そこがわからない場合ですが、写真の色味調整は、通常は単に見やすく調整しているだけで、新たな創作行為とは言えない場合も多いので、その場合は二次的著作物にはならず、最初に撮った方の権利処理をすれば足ります。他方で、平面図と断面図を合成するのは、やり方次第では新たに創作性が生まれるようにも思いますし、適切に見せるための純粹に技術的な工夫

であれば創作性が発生しないとも言えますので、図面の実態をみて判断することになります。その場合、安全に処理するのであれば、原著者と二次資料の作成者の両方の権利処理ができるように、著作権譲渡を受けるか、職務著作と解釈できるのであればそのように処理することになります。

Q8 住宅地図の取り扱いについて、ゼンリンの著作権上で印刷したものは問題なくとも、Web上に公開することで問題が生じないのでしょうか。今後は国土地理院の製作した地図などを用いるようにして、著作権に問われないように変えていくべきですか。

高田 ゼンリンのWebサイトを確認したところ、「地図複製等利用のご案内-地図を「コピー・印刷」や「出力・画像化」して利用する場合」があり、そこには「画像化して保管したり、共有したりする」「報告書や依頼書に載せる」「ホームページに載せる」等の場合はゼンリンに利用申請書を出して利用手続き（申請）が必要とありました。まずは確認が必要です。2019年12月、国土地理院は利用規定を緩和しました。国土地理院の地図は利用申請しなくとも出典を示せば使える場合があります。ただし、刊行物の半分以上が地図で占められている場合などは申請が必要かもしれません。調査報告書に何点か載せる程度であれば申請はなくとも使えますので、詳細は、国土地理院のWebサイト※をご確認ください。

※国土地理院：地図等を利用される皆様へのお知らせ（地図の利用手続の緩和について）

<https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index-new.html>

Q9 著作権の掲載許可について。報告書作成時に掲載地図や史料について各所蔵者（公立図書館、博物館等）に使用許可を得ていますが、インターネット上での公開にあたり、再度許可が必要でしょうか。

高田 使用許可の内容によります。複製権と公衆送信権の両方の許可を得ていれば問題ないと思うのですが、公衆送信権に触れていなければ再度許可を得る必要があります。近世の絵図や古文書など著作権が切れていますし、画像も直上から撮っているので著作権はないといえます。アップしても著作権上は問題ありませんが、トラブル回避の点からも考慮する必要があるかもしれません。

数藤 所蔵者という書き方が気になります。著作権者なのか、所有者なのか。法律上、所有権と著作権は別物なので、所有者から許可を得なくても著作権者から許可を得れば、公開自体は可能です。誰が著作権者かを確認し、その人から許可を得ているかどうかを確認すればよいと思います。

栩木（新宿区） 外堀を扱った動画を制作した際、T図書館が持っている〇〇家文書の絵図を使用しました。そのとき「1年間だけ配信を許可します」という条件をつけられました。

数藤 大きく3つの論点があります。まず1つ目。所有権については、それを持っている人の承諾を得れば使えます。次に2つ目。著作権についても、それを持っている人の許諾を得れば使え

ます。この場合、〇〇家の絵図の著作権が切れているのであれば、誰でも自由に使えます。ただ、使うためには絵図のデータが必要で、データをもらうときの契約が3つ目のポイントです。契約で1年間だけ使っていいといわれたら、著作権的にはフリーでも、契約が有効だと解すれば1年間の範囲で使うことが契約によって縛られているという考え方はできます。ただし、そのような契約がそもそも有効なのかは議論の余地があるでしょう。所有者つまり持ち主との関係性なども考慮して、どのように対応するかを検討されるとよろしいかと思います。

Q10 過去の事例では業者委託の際、仕様書で「著作権については自治体に帰属する」という契約を結んでいます。この場合でも改めて掲載許可は必要ですか。そもそも、そのような契約のあり方に問題はないのでしょうか。

高田 業者委託の際、そのような契約を結んでいれば、新たな掲載許可は不要です。契約のあり方にも問題ないと思います。

Q11 掲載許可を必要とした場合、求める範囲は執筆者のみと考えてよいのでしょうか。

高田 原則的に図面の実測者ではなく執筆者のみでよいと考えます。業界の慣習として報告書作成時に図面ごとに実測者の名前を記載することはありません。図面そのものに創作的なオリジナリティーは通常ないと思いますが、縄張り図など極めて属人的なものはケースバイケースかと思っています。

数藤 著作者は、創作的に「表現」をした人のことですから、原則として、書いた人が著作者、著作権者になります。縄張り図とはどういうものですか。

高田 たとえば、山登りをして山城の現地に実際に訪れ、地形の変化を人工によるものか、自然地形なのかを判断し、それを「土塁」であるかどうか判断して図に書き起こしたものです。同じ城郭であっても人によって図が異なることがあります。

数藤 解釈しているわけですね。「土塁だ」「土塁ではない」というのは解釈なので、それを、どのように図に表現するかがポイントになります。土塁を単純な丸などで示すのであれば、誰が書いても同じですので、その個々の表現に著作権は生じません。結局、書き方次第で著作物かが分かります。お城の図面も誰が書いても同じようになる書き方があると思います。そのような書き方であれば著作権は生じません。対して石垣を絵のように書くなどして、創作的な工夫があれば著作権が発生します。著作権は、そこが分かれ目になるので、考古学的な価値とは異なるところがあります。ご質問への回答としては、許可を求める範囲は基本的には執筆者のみでよいと思います。

Q12 施主（国庫補助対応の場合の個人）や土地所有者への許可は必要でしょうか。

高田 財源や土地所有者と著作権とは関係ありません。不要です。

Q13 調査会と民間会社の調査費用の違いによって公開時の扱いは異なりますか。

高田 調査費用と著作権は関係がありません。公開時の扱いは変わりません。

Q14 調査会は公費、民間会社は私費で調査を行っていますが、権利は異なりますか。

高田 著作権は費用によっては変わりません。報告書の作成者、誰が書いたかによって対応が異なります。民間調査組織が報告書の執筆をして、自治体と民間調査組織に何らかの取り決めがない場合（権利関係の許諾処理をしていない場合）、民間調査組織が著作権を持ちます。

Q15 掲載の許可は電話等による口頭確認で問題ありませんか。

高田 契約は口頭でも成立するので、それ自体、問題はありません。ただ、担当者が異動したり、言った・言わないの係争が発生したりする可能性があるため、書面のほうが確実です。これを機会に適切な許諾を取っておけば、パンフや普及用の刊行物などでも利用しやすくなるメリットもあります。

Q16 押印等を必要とする承諾書のような書式を定めたほうがよいですか。

高田 必要事項が記載されている必要がありますので、書式を定めたほうがよいと考えます。サンプルは文化庁デジタル報告のサイトにもありますし（巻末に添付）、遺跡総覧事務局からも呈示しています。各機関の判断で簡略化しているケースもあります。必要事項さえ記載があれば問題ありません。

Q17 物故者・退職者等、本人の意思確認ができない場合、執筆当時の所属組織等で代理承諾してもらうことで問題ありませんか。

高田 物故者の場合、遺産相続者が権利を継承します。遺言書、遺産分割協議書に著作権に関する事項が定めてあれば、権利の相続人を特定できますが、報告書の原稿の著作権を長男にといった記載は現実的に考えてもないケースが大半ですので、その場合、相続人全員が権利を相続します。そうすると、相続人全員に許諾が必要で、その相続人が亡くなっていた場合、さらに孫にいかねばならず、現実的に対応困難です。権利処理ができない場合、文化庁の裁定制度などを利用することになります。退職者の場合、まずは所属していた組織に問い合わせることが必要です。物故者・退職者で連絡がつかない場合、こちらも文化庁長官による裁定制度利用が候補になります。

数藤 一般的な相続の権利承継に関しては、その通りです。特に外部の大学教授らが著作権を持っていて、亡くなった場合には、こうした確認が必要です。ただ、自治体職員の方が書かれた場合などは職務著作になる場合があり、職務著作であれば、そもそも自治体が権利を持つことになるので、職員の方が亡くなっても直接著作権には関係がないことになります。

Q18 業務委託で報告書を作成しているため、執筆者が民間調査組織の構成員であることが多いですが、調査組織および個人への掲載許可は必要ですか。

高田 業者委託の契約内容によるかと思います。委託契約に著作権に関する定めがない場合、調査組織の承諾が必要です。ただ、民間調査組織の構成員は雇用されているため、通常は職務著作となりますから、会社に属している個人の承諾は不要です。

Q19 自然科学分析等、報告書の付編に掲載するような内容については委託した調査会社から、さらに外部の専門業者や研究機関等に委託している場合が多いですが、自治体が直接両者の契約に関与していない場合、そちらへの掲載許可は必要ですか。委託業者と再委託業者の間で契約と矛盾する内容が出てしまう可能性もありますが、どう対応したらよいでしょうか。

数藤 一般的な取引ですと、一次請けが権利も吸い上げて、それを自治体に納品するというパターンが考えられますので、一次委託先が著作権を持っているケースが多いかと思います。そこで、まず一次請けに聞いて、それでわからなかった場合、二次請けに聞くという順番がよいかと思います。

Q20 執筆者が亡くなっていたり、連絡が取れなかったりした場合、どうすればいいですか。文化庁の裁定制度を活用するしかないのでしょうか。

高田 裁定制度のほかにオプトアウトという方式を採っているところもあります。これはホームページなどで「〇月〇日に、A報告書を電子公開します、不都合な方は〇日までに連絡をください」とアナウンスするものです。ただ、法的には裁定制度を検討することになるかと思います。

Q21 府中市遺跡調査会刊行の報告書は、そのほとんどが遺跡調査会の職員として執筆したものです。ただ、正式に確認してはならず、執筆者で、すでに退職した著作者に確認する必要がありますか。

数藤 市の内部職員が書いたものと同様に考えられるのであれば、職務著作と言えますので、退職されていても通知等は不要かと思います。

Q22 遺跡調査会が存在したが、過去のメモを見る限り、調査会解散後、市にすべて委譲されたようです。ただ、正式に証明する書類は存在しません。その場合、どのような取り扱いとなるのでしょうか。

数藤 メモは普通1人の人がノートなどに書いたもので、あくまでも確認にすぎないので、それだけで直ちに著作権移転の証拠と読むのは難しいかと思います。ただ、各自治体で通常このようにしているという慣習があって、それに沿った内部メモがあるのであれば、その自治体の中でどう解釈するかの問題です。メモだけで権利移転の直接の証拠にはならないものの、その他の実態をあわせて、市に権利が移ったかどうかを解釈することになります。

Q23 遺跡調査会が解散している場合、基本的に過去の関係者全員から承諾を得なければ公開できないと解してよいでしょうか。

野口（東京都） 解散に際して、市へ権利関係も含めて成果物等の一式が移管されていれば、市が権利を持つと考えられます。過去の関係者の承諾は不要です。

Q24 報告書のデジタル公開に関わる文言を三者協定内に入れるべきですか。文言を入れるようになった場合は著作権第何条に相当しますか。

数藤 デジタル公開を見据えますと、報告書の著作権については三者協定の中で自治体に譲渡させる文言を入れておくべきかと思います。著作権譲渡の条文を入れられれば、デジタル公開も含めて著作権を包括的に受けることとなりますので、デジタル公開に関する個別の文言までは不要です。著作権の譲渡を受けられず、デジタル公開だけという場合は、少なくとも複製権（著作権法21条）と公衆送信権（著作権法23条1項）に関する文言が必要です。

Q25 その文言があることで、事業者が三者協定の締結を断った場合、どうすべきでしょうか。

数藤 これは純粹に協議・交渉の話なので、例えば著作権の全部譲渡を断られた場合には、デジタル配信の許諾のみを依頼することになるかと思います。

Q26 民間調査組織の民衆発行（文化財保護法92条1項）の発掘調査報告書について、仮に遺跡総覧へPDFデータを掲載することになった場合、許可関係やPDF化の作業の義務を負うのは遺跡の所在する自治体（抄録データを登録した組織）という認識でよいでしょうか。

高田 基本的な前提として管内の発掘情報を、把握・管理するのは所在する自治体です。PDFについても自治体が把握・管理することが適切と考えますが、具体的な実務をどうするかは、別の議論にできればと思います。

Q27 民衆発行の報告書の場合、掲載の許可を必要とするのは報告書の執筆者に限定してしまつて問題ないのでしょうか。

高田 自治体が執筆者を個別に採用しているわけではなく、丸ごと報告書作成を委託しているわけですから、民間調査組織の許諾のみで良いと考えます。

Q28 民間調査組織執筆の報告書について、三者協定を締結しており、その中で「著作権は市に帰属する」と明記されています。この表現があれば著作権等の問題はクリアできているのでしょうか。

高田 著作権はクリアしていると考えます。

Q29 すでに破産手続きを取った民間調査組織があります。その会社刊行の報告書については、どのように対応したらいいのでしょうか。

数藤 「破産」と言ってもいろいろありまして、破産管財の手続であれば、裁判所から選任された弁護士が、その会社の債権・債務を整理しますので、その弁護士に聞けばわかる場合もあります。ただ、個別の報告書の著作権の行方まではわからない場合も多いのが実情です。会社に連絡できないのであれば、裁定制度の利用を考えることも必要かと思います。

Q30 民間調査組織が刊行した報告書を、その会社にIDを与え、民間調査組織が直接アップロードできるようにすることを検討していますが、可能でしょうか。

高田 すでに申請があれば可能です。2019年度の説明会では口頭で周知しています。その他、職務著作などの論点は、Q2やQ18などと同様ですね。

Q31 添付CDも登録可能でしょうか。登録可能な場合、データ形式はPDFのみですか。

高田 添付CDの内容も遺跡総覧に登録可能です。原則PDFとしていますが、Excel形式のデータ集等も、そのまま登録できます。

Q32 複数遺跡の報告書を合本しています。個々の遺跡の報告は完結していますが、目次や抄録等は報告書の前後についているため、1冊の報告書を分割して掲載することが難しいです。それぞれの遺跡にPDFを搭載する場合、同じ1冊の報告書のデータを複数のレコードにアップしても良いですか。

高田 抄録は複数登録可能なので、対応可能です。

Q33 個人が事業主になっている場合、個人情報保護は、どこまで関係するのでしょうか。掲載する際に、その都度、個人に問い合わせるのですか。最初から個人名を記載せず、あくまでも「個人」という大枠で掲載するのでしょうか。

高田 個人情報とは名前や生年月日、住所など、その人を特定できる情報を指します。個人情報をインターネットで公開するには一定の配慮が必要かと思います。

数藤 名前や住所などをネットで公開する際は、プライバシー侵害につながるかどうかを考える必要があります。昔は紙媒体だったのでそれほど広い範囲に出回らなかったのですが、ネットで公開すると誰でも見られますし、検索で引っかかるかもしれない。公開される情報の中身次第ではありますが、氏名と住所がセットで出ますと、よりプライバシー性が高まります。どのような点を懸念されていますか。

廣瀬（府中市） 今まで問題はありませんでした。ネットに載せることで不要ないざこざが生じるのではないかと懸念しています。著作権の問題からの検討と個人情報からの検討の両方をクリアしないと、なかなか難しいというのが内部での見解になっています。

数藤 プライバシー侵害の大きさや影響範囲などを具体的に検討する必要がありますが、プライバシー侵害が気になる報告書のみ、全文を載せるのは後回しにして、黒塗りなども行いつつ公開するのも一案かと思います。

Q34 遺跡総覧への登録権限を、すべての調査主体、調査担当者まで広げる予定はないのですか。

高田 すべての調査主体、学会、博物館、自治体、大学など、あらゆる任意組織でも申請があればIDを発行しています。ただし、組織単位です。個人レベルでIDを配ると全国に6,000名の担当者がいますので収拾がつかないし、組織として報告書を発行し、登録するわけですから。

Q35 奥付の編集は調査会、発行は教育委員会。これは自治体の名義であると解釈していいのですか。

仙田（世田谷区） 補足すると、職務著作に該当するかどうかという話で、調査会で出した刊行物が職務著作に該当すると判断する・しないというときに重要になってくるのが、その自治体の名義で出されたかどうかです。手元に「〇〇遺跡」という遺跡の調査報告書があります。タイトルの後に発行者である世田谷区教育委員会と〇〇遺跡調査会の名前があります。「はじめに」は世田谷区教育委員会が書いているし、奥付の編集は喜多見中通遺跡調査会、発行は世田谷区教育委員会。これは自治体の名義であると解釈していいのかどうかです。

数藤 この場合の調査会は、実態としては市の教育委員会とは別物ですか。

仙田（世田谷区） 実態的には教育委員会がつくった組織ですが、世田谷区から委託を受けたかたちです。世田谷区の発意に基づいてプロジェクトチームを組織して実際に調査を行いました。

数藤 やはり実態を見て解釈することになります。調査会が調査の手助けを行っただけで、執筆は調査会内部の市の職員が行ったのであれば、執筆も著作名義も市にあると解することも可能でしょう。必要に応じて、調査会参加者の名簿や報告書の執筆分担なども見つつ、判断することになります。

Q36 文化財報告書の中に埋蔵文化財と仏像などの文化財の報告が混ざっています。切りわけは不可能に近いです。どうすればいいでしょうか。

高田 名前は遺跡総覧ですが、文化財全般を登録してもいいことになっています。文化財に関係していれば分野に関わらず登録可能です。

Q37 ほぼアップできる状態ですが、一部のページに権利関係などの問題がある場合、どうすればいいでしょうか。

高田 奈文研では、そのページだけを抜いて公開しています。

Q38 個人情報が入っている場合、どうすればいいでしょうか。

高田 プライバシー性が高い場合には、やはり一定の配慮が必要です。対処法としては墨塗りやつぶすなどが候補となります。文化財の情報を発信するために公開しているのであって、個人情報を発信することが目的ではないので、個人情報は必須ではないでしょう。Q33と同じ対応が良いと思います。

まとめ

野口（東京都） これまで都内の埋蔵文化財発掘調査報告書について、現状や問題点を把握する機会を包括的に把握する機会がありませんでした。今回、民間調査組織の調査や都内特有の遺跡調査会などの調査方式、過去の著作権についての課題と解決の方向性の議論が深まったと考えられます。

今後、都内自治体に成果を周知し、報告書の公開を進めていければと考えます。

文化財刊行物のデジタル公開の意見交換会の様子（2020年11月18日）

